

				15条（いわゆる全数調査）で対応する。
第14条の2	×	—	×	インフルエンザ等の継続的な病原体解析が特に重要な感染症について、より的確な情報収集を行うために、前条を参考として設けられた規定であるところ、新型コロナウイルス感染症について、継続的な病原体解析が必要とされておらず、少なくとも現時点では準用しない。
(感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)				
第15条	○	○	○	患者発生時には積極的疫学調査（接触者の調査など）を行うことが必要であるため、本条を準用する。 ※ 現時点では媒介動物は明らかではなく、また、無症状病原体保有者からは感染しないとされているが、今後の発生状況を見つつ、機動的に必要な調査を行うことができるよう、動物や無症状病原体保有者も対象とする。
(検疫所長との連携)				
第15条の2	*	*	*	検疫法（昭和26年法律第201号）において、検疫所長は仮検疫済証を交付した場合に、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、旅券の提示等を求めるとともに、当該者の入国後、一定期間、体温等の報告を求めること等ができるとされている。結果、検疫所長は健康状態に異常を生じた者を確認したときは、これが都道府県知事に通知される。本条は、当該通知を受けた場合の都道府県知事と検疫所長の連携について定めた規定であり、新型コロナウイルス感染症が検疫感染症に指定されることで、直接適用されることになる。
第15条の3	×	×	×	新型インフルエンザ等感染症に係る前条に相当する規定であるため、準用しない。
(情報の公表)				
第16条	○	○		第15条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）等の規定により収集した新型コロナウイルス感染症に関する情報等を分析し公表する必要があるため、本条を準用する。 また、条文中に本政令において準用しない条項が含まれているため、新型コロナ